



温室効果ガス排出量検証報告書

株式会社三陽商会 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社三陽商会が作成した「株式会社三陽商会GHG排出量(2024年度実績)」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2024年度の温室効果ガス(GHG)排出量が、同社により作成されたGHG排出量の算定ルール(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024年度とは、2024年3月1日から2025年2月28日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社のGHG排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、GHG排出量について「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、Scope1, 2排出量(エネルギー起源CO₂排出量)、Scope3排出量(カテゴリ1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15)であり、保証水準は限定的保証水準、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、株式会社三陽商会及び関連会社3社とした。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括検証を実施した。その後、Scope1, 2排出量の検証においては、本社別館 ブルークロスビル、株式会社サンヨーソーイング 福島ファクトリー及び直営店(2店舗)を現地検証の対象とし、各拠点における算定対象範囲の確認、排出源及びモニタリングポイントの確認、算定・集計体制の確認、活動量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

Scope3に関する検証では、算定ルールの確認、算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の2024年度のGHG排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社三陽商会にあり、GHG排出量の検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社三陽商会と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田純男

